

**「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会
中間取りまとめ(案)」
に対する主な意見及び研究会の考え方(案)(概要)**

2021年9月28日

事務局

意見募集の結果(概要)

実施期間 令和3年7月1日(木)～7月30日(金)

意見提出者(提出順) 合計18者

【電気通信事業者等：15者】

楽天モバイル(株)、アルテリア・ネットワークス(株)、日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)ソフトウェア協会、(株)NTTドコモ、(株)オプテージ、ソフトバンク(株)、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、JCOM(株)、鹿児島県、北海道、KDDI(株)

【個人：3者】

提出された主な意見と研究会の考え方(案)

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
第1章 検討の背景		
(安定的に大容量のデータをやりとりすることが可能な環境整備に賛同。)		
1	<p>「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果(2021年5月分)」によると、固定系ブロードバンド契約者の総トラフィックは2020年5月比で約2倍にまで伸びている。新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等による一時的なトラフィック増加にとどまらず、デジタル活用を基本とする新たな日常、新しい生活様式が定着しつつあることが分かる。新型コロナウイルス感染拡大の脅威が去ったとしても、この傾向が後戻りすることは想像しえないどころか、テレワークの定着に伴うビデオ会議の増加、オンラインイベントのリッチ化などで、更に加速することが考えられる。安定的に大容量のデータをやりとりすることが可能な環境整備は取り組むべき喫緊の課題である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ソフトウェア協会】※同旨個人</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
第2章 ブロードバンドサービス提供の現状		
(有線ブロードバンドの維持運用経費が民間事業者にとって負担となっているのか丁寧に分析すべき。)		
2	<p>有線ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づけ、高コスト地域における運用を確保するために新たな基金から支援を行うという、新たな大きな枠組みを設けるには、解決すべき課題を明らかにした上で検討を行うことが必要と考えています。</p> <p>ユニバーサルサービスとして位置付けられている固定電話については、ユニバーサルサービスの提供の確保に必要なコストの一部(高コスト地域における提供コスト)を、NTT東西以外の事業者も負担する制度として導入されており、NTT東西が公表している資料(※1)にも赤字の補填に活用されていることが説明されています。</p> <p>他方、有線ブロードバンドについては、報告書案に「一方、条件不利地域等においては、維持運用経費等が事業者の大きな負担となっている場合も多く、その提供の維持が課題となっている」と記載されていますが、その具体的な事例には、自治体の事例のみが記載(※2)されています。このため、電話のユニバーサルサービスと同様に、有線ブロードバンドの提供が維持運用経費等が民間事業者にとって大きな負担となっているのかどうか、公表されている情報からは読み解くことができません。ついては、現時点で、自治体以外の民間事業者の事例があるのであれば、その具体的な内容を自治体の事例に追加して、報告書に記載すべき(例えば、注釈10に追記するなど)と考えます。</p> <p>※1 https://www.ntt-east.co.jp/univs/pdf/univ-sub13.pdf</p> <p>※2 維持運用経費等が事業者の大きな負担となっている場合として、自治体(公設民営・公設公営)の維持管理・更新費の赤字が示されていますが、それ以外のアクセス回線の具体的な事例は「中間とりまとめ(案)」には示されておりません。</p> <p>中間とりまとめ後に、ブロードバンド基盤に関する研究会が再開された際は、有線ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置づけ、新たな基金で支援を行う前提として、公設光ファイバ以外のアクセス回線で実際に制度を求めている事例やその費用規模を公開し、実際に支援が必要な状況となっているのか、現状を丁寧に分析した上で、関係者の理解を得ながら検討を進めることが必要と考えます。議論の出発点である「条件不利地域等においては、維持運用経費等が事業者の大きな負担となっている場合も多く、その提供の維持が課題となっている」について、詳細な分析が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、御指摘の事例等については、引き続き検討を行って参ります。</p>

提出された主な意見と研究会の考え方(案)

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
第3章 提供確保すべきブロードバンドサービスの位置付け		
(提供確保すべきブロードバンドサービスは、技術中立であるべき。)		
3	<p>提供確保すべきブロードバンドサービスについて、技術中立性の観点から、有線・無線に関わらずコストミニマムとなる最適な通信手段を選択することが国民負担を軽減する上で重要であると考えます。</p> <p>この点、今後の5Gサービスの本格的な普及や情報通信分野における技術の進展を踏まえると、支援対象とする役割については、市場状況に応じ、機動的に見直す仕組みが必要と考えるため、本内容に賛同いたします。</p> <p>総務省殿においては、今後も市場状況を注視いただき、支援対象とする役割の見直し等が必要と判断された場合には、速やかに制度変更等に取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】※同旨日本電信電話株式会社等6者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>
(提供確保すべきブロードバンドサービスは、有線ブロードバンドを基本とするべき。)		
4	<p>衛星を利用した通信は、あくまで補完的なものであり、本来は固定回線によるものが基本であるべきと考えます。もちろん、技術中立性の観点から無線も候補として考えられますが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 無線通信は固定のように安定した通信とはならない。 通信速度を確保するためには基地局まで光ファイバが必須であり、限られた特殊な地域を除いては代替とする理由がない。 長距離の通信での無線利用は容量(帯域)においても安定性においても非常に不安定である。(10Km近くの通信だと一世帯での利用が精一杯、など) 携帯キャリアによる5Gは、日本全国を10Kmメッシュでカバーするため、特殊な地形などで電波が届かないといった限定的な地域を除いてほぼ考慮する必要がないのではないのでしょうか。 3G、4G及び衛星による通信は、一定の速度や帯域が利用可能であったとしても、従量制料金に集約されてきたこれまでの経緯を考慮すると、固定通信利用者との間の公平性の観点からユニバーサルサービスとして提供することは難しいのではないのでしょうか。(通信料金が高額になる。現にGIGAスクール等で家庭に固定回線のない学生などは、いわゆる「パケ死」で利用できなくなっている。) <p>と言ったことが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】※同旨個人</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>
(携帯基地局までの光ファイバの整備・維持についてはユニバーサルサービス制度の対象とする必要はない。)		
5	<p>携帯基地局までの光ファイバの整備・維持については、携帯電話事業者が自ら光ファイバを整備・維持できることや、電力系事業者等からの調達が可能であることに加え、仮にそれらが困難な場合でも、NTT東日本・西日本のフレキシブルファイバを活用することが可能となっています。</p> <p>携帯電話事業者は、十分な整備能力や費用負担能力を有していることから、携帯基地局までの光ファイバの整備・維持まで、ユニバーサルサービス制度によって支える必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】※同旨東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>

提出された主な意見と研究会の考え方(案)

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
第3章 提供確保すべきブロードバンドサービスの位置付け		
(ブロードバンドはベストエフォート型のサービスであるため、名目速度と実効速度の一定程度の乖離やゆらぎは致し方ない。)		
6	<p>実際の通信速度は、アクセス回線だけでなく、エンドユーザの利用環境やISP区間の通信回線、海外設置を含むアプリケーションサービス事業者のサーバ処理能力等により、大きく変動するものであることから、名目速度をベースとせざるを得ないものと考えます。</p> <p>また、実効速度の品質測定手法の確立に向けた議論に際しては、名目速度と実効速度の乖離すること自体を問題にすることは適切ではなく、規格上の最大帯域を複数ユーザで共用することで低廉な料金を実現してきたベストエフォート型のブロードバンドサービスの特性を踏まえた検討とすることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】※同旨西日本電信電話株式会社等4者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、提供確保すべきブロードバンドの品質等については、引き続き検討を行って参ります。</p>
(提供確保されるべきブロードバンドサービスの品質は、事業者の過度な負担とならないよう、最低限の規制とすべき。)		
7	<p>ブロードバンドサービスの品質について、電気通信市場の健全な発展の観点から、各事業者が技術革新の成果を積極的に取り入れるなど、自主的かつ継続的に品質改善・向上に取り組むことが望ましいと考えます。</p> <p>この点、動画配信サービスやWEB会議サービス等の多くが、主な利用要件として通信速度を提示していることから、品質基準についても通信速度に限定する等、最低限にとどめることが肝要と考えます。</p> <p>なお、通信速度以外の品質基準の検討する場合は、ブロードバンドサービスがベストエフォートサービスであることを踏まえつつ、利用者が享受できる具体的な便益や有効性等を明確した上で、全国の様々な事業者にとって、運用面や費用面等で過度な負担とならないか等の点にも留意いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、品質基準及び技術基準の詳細については、引き続き検討を行って参ります。</p>
(品質基準・技術基準については、事業者の規模に留意し、全事業者に一律に課すべきではない。)		
8	<p>ブロードバンドは、ベストエフォートであり、品質測定を行うことは、事業者側に大きな負担(工数、測定器の費用等)を強いることになるため、新たに品質基準を設けることは適当でないと考えます。品質測定は、装置等のコスト増につながるものであり、地域差の考慮も必要です。</p> <p>また、遅延時間、パケット損失率、ゆらぎなどを測定しているCATV事業者は少数であり、測定している場合も、設置工事の際の確認等に留まっている状況もあり、地方の中小事業者への配慮が必要と考えます。</p> <p>このため、「ブロードバンドサービスがベストエフォートサービスであるということも踏まえ、事業者負担に留意しつつ、必要となる基準について引き続き検討することが必要である。」を「ブロードバンドサービスがベストエフォートサービスであるということも踏まえ、事業者の規模や事業者負担に留意しつつ、必要となる基準について引き続き検討することが必要である。」と修正して、「事業者の規模や」を追記いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、遅延時間、パケット損失率、ゆらぎ等といった役務品質を新たな基準として、中小の事業者を含めて全事業者に一律に課すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>品質基準及び技術基準に係る規律の対象について、事業者の規模に留意すべきとの御意見と承知いたします。</p> <p>「事業者負担に留意しつつ」という記載は、事業者の規模など個々の事業者の状況によって、相対的な負担感が異なることも含め、事業者の負担に留意することも含意しております。</p>

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
<p>第4章 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策</p>		
<p>(ブロードバンドサービスの提供を確保するための具体的な方策を検討することに賛同。)</p>		
9	<p>Society5.0時代の新しい日常において不可欠なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするブロードバンドサービスを支える基盤として、光ファイバ等の情報通信インフラの全国的な整備・維持が重要であることから、ブロードバンドサービスの提供を確保するための具体的な方策を検討することに賛同いたします。</p> <p>有線ブロードバンドにおいては、地域に密着した多様な主体が条件不利地域のブロードバンドを支えておりますが、条件不利地域を支える地域事業者等のブロードバンド基盤の維持が喫緊の課題となっていることから、こうした民間事業者の参入が見込めない不採算エリアに対して、交付金制度を通じて当該ブロードバンドサービスの維持を支援することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】※同旨株式会社オプテージ</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>(全国事業者は交付金による競争補完の対象とすべきではない。)</p>		
10	<p>ユニバーサルサービス制度は、事業者間の競争だけでは提供されない地域においても役務提供の確保を可能とするため、提供に要する費用の一部について交付金による補填を行うことにより、競争を補完する制度として導入されました。</p> <p>ブロードバンドサービスにおいても、有線ブロードバンドサービスは、民間事業者の参入が見込めない条件不利地域において、地域事業者等のブロードバンド基盤の維持運用経費が大きな負担となっている場合が多く、維持が困難となる可能性があることから、支援を行い提供確保すべきサービスと位置付けられた一方、携帯ブロードバンドサービスについては、基本的には競争によりエリアカバーがなされ、その維持が可能となっていることから支援を行う必要がないと整理されました。</p> <p>これらの考え方については、事業者間の競争だけでは提供されない地域においても支援により役務提供を可能とする競争補完の趣旨に沿ったものであることから、適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスであったとしても、全国事業者が1者提供かつ高コスト地域でエリアカバーしている場合は、携帯ブロードバンドサービスと同様、自らの経営判断・事業判断でエリアカバーを行っているものであることから、競争補完の必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>
<p>(支援の対象をいわゆる高コスト地域に限定し、新規整備費用については支援の対象外とすることについて賛同。)</p>		
11	<p>支援の対象をいわゆる高コスト地域に限定し、新規整備費用については支援の対象外とすることについて賛同いたします。ただし、支援額の算定については、支援対象となる事業者が収支改善のための経営努力を行う前提で算定されるべきであり、支援すべきコストに関しては慎重に検討されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】※同旨株式会社オプテージ</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、交付金の支援対象範囲については、引き続き検討を行って参ります。</p>

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
<p>第4章 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策</p>		
<p>(支援対象事業者は真に支援が必要な者のみとするべき。)</p>		
<p>1 2</p>	<p>最終答申で示されたとおり、国民経済への負担を最小化する観点からは、能率的な経営を行っても、なお、提供地域における事業が赤字であることにより事業の継続が困難な事業者に限って交付金による支援の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>従って、支援対象を高コスト地域に限定し、当該地域でブロードバンドサービスを提供する1社提供事業者とする考え方は、国民経済への負担最小化の観点から適当であり、競争を補完する交付金制度の趣旨に沿ったものであると考えます。</p> <p>一方で、1者提供かつ高コスト地域で役務提供する事業者は、地域事業者等に加えて全国事業者も想定されますが、支援すべき対象は、真に支援が必要な事業者に限定すべきであると考えます。</p> <p>特に、全国事業者が1者提供かつ高コスト地域でエリアカバーしている場合は、携帯ブロードバンドサービスと同様、自らの経営判断・事業判断でエリアカバーを行っているものであることから、競争補完の必要はないと考えます。</p> <p>全国で黒字となっている事業者まで支援対象に含めることは、国民経済への負担を最小化する観点から、適当ではなく、黒字の事業者が利益を得ている状況下で、さらに追加的負担を国民に求めるのであれば、改めて慎重に議論を行ったうえで、国民のコンセンサスを得るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】 ※同旨一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟等2者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、どのような者が支援対象事業者となるべきかについては、引き続き検討を行って参ります。</p>
<p>(支援対象事業者は、内部相互補助を前提とすべきではない。)</p>		
<p>1 3</p>	<p>事業者に維持義務が課される場合には、特定の事業者が有利・不利とならないよう、内部相互補助を前提とせず、設備更新等の新たな投資も含め、必要なコストを回収できるよう支援を行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】 ※同旨東日本電信電話株式会社等3者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、どのような者が支援対象事業者となるべきか及び支援対象範囲については、引き続き検討を行って参ります。</p>

提出された主な意見と研究会の考え方(案)

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
第4章 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策		
(交付金額は、実際に要した費用に基づき算定されるべき。)		
1 4	<p>ユニバーサルサービスとして安定的・継続的な役務提供が確保されるサステナブルな仕組みとするためには、必要な支援が適切に行われるべきであると考えます。また、仮に維持のために必要となる費用の支援が行われず特定の事業者が負担を強いられた場合には、当該事業者が競争上不利になると考えます。</p> <p>そのため、支援額の算定にあたっては、実際に要した費用をベースとする必要があると考えます。特に、長期増分費用モデルは、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在の需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して毎年度算定する方式ですが、実際のアクセス回線設備は、一度構築した設備を数十年間の長期にわたって保守運用していかなければならないものである等、長期増分費用モデルの前提は、現実的には成立しえないものとなっており、必要な支援が適切に行われないことが明らかであることから、交付金支援額の算定モデルとして採用することは適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】※同旨西日本電信電話株式会社</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、支援対象範囲及び支援額の算定方法については、引き続き検討を行って参ります。</p>
(交付金支援対象は、非効率性を排除した必要最小限にすべき。)		
1 5	<p>中間取りまとめ(案)では、支援対象設備はアクセス回線設備等・離島における海底ケーブルを基本とし、アクセス回線設備は仮のコストモデルを策定することが望ましいとする考えや海底ケーブルは実績費用を用いることも考えられるなどの一定の方向性が示されております。</p> <p>ブロードバンドサービスの提供に要するコストの範囲やコスト構造等、コストの詳細が明らかにされていない段階で、支援対象設備の範囲や交付金支援額の算定方法の適正性を判断することは困難です。</p> <p>したがって、支援対象となる事業者のブロードバンドサービスの提供に要する維持運用費用等の詳細を関係者の間で明らかにし、これらを踏まえて、支援対象設備の範囲や算定方法をどうすべきか改めて検討することが必要と考えます。</p> <p>なお、国民経済全体の負担の最小化を図る観点からは、設備保有者及びサービス提供者の非効率性を排除して、適正なコストに抑制したうえで、サービス提供者を対象に「必要最小限の支援」とすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、支援対象範囲及び支援額の算定方法については、引き続き検討を行って参ります。</p>
(交付金の負担者は、一定規模以上の者に限定するべき。)		
1 6	<p>交付金の負担金の算定にあたっては、中小規模の事業者には過度の負担がかからないよう、一定規模以上の収益となる事業者に交付金の負担を求めるなど、中小規模の事業者の負担が最小限になるよう配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、交付金の負担の在り方については、引き続き検討を行って参ります。</p>

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
<p>第4章 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策</p>		
<p>(規律は最小限にすべき。)</p>		
<p>17</p>	<p>通常、サービスは競争を通じて利用者利益が確保されますが、独占的サービスである場合は、そのサービスを利用する以外の選択肢が無いことから、料金の低廉化やサービス品質の向上インセンティブが働かず、利用者利益の確保が困難となるため、料金の適正性や品質を担保する仕組みが必要となります。</p> <p>ブロードバンドサービスは、多種多様な主体によって提供され、競争を通じて、サービスの品質や速度等の提供条件の向上や、利用者料金の低廉化等が既に図られております。</p> <p>そのため、条件不利地域でのブロードバンドサービスの提供を確保し維持するという制度の趣旨を踏まえれば、競争地域のブロードバンドサービスに対してまでも一律に規律を課すことは、過剰な規制と考えます。特に、競争地域のブロードバンドサービスの料金に影響を与える規制は、課すべきではないと考えます。</p> <p>一方、競争によるサービス提供が見込まれない地域において、制度による特別な支援を受けて提供されるサービスは、利用者にとって選択肢が無く利用するサービスであることから、その料金については、約款規制等の規律により利用者利益を確保する必要があると考えます。</p> <p>規律は必要最小限の範囲に限定すべきであり、具体的には、交付金による補填を受ける支援対象事業者に限定すべきと考えます。</p> <p>なお、都市部と同等の料金となるような料金規制を課している英国・韓国・オーストラリア・米国・カナダ・フィンランド等においても、料金規制が適用される対象は、適格電気通信事業者が提供するサービスのみであり、競争地域で提供されるブロードバンドサービスに対して規律は課されていない点に留意が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】※同旨ソフトバンク株式会社等8者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスに対する規律については、引き続き検討を行って参ります。</p>
<p>(規律についてその内容に応じた柔軟な検討が必要。)</p>		
<p>18</p>	<p>約款・料金規制以外の規律について、現行の基礎的電気通信役務と同等の規律を適用することは、事業者の業務負担増や自由で多様な事業展開への影響が懸念されることから、有線ブロードバンドサービスに適用する場合には規律の緩和も含め、柔軟に検討いただくようお願いいたします。</p> <p>他方、利用者利益の確保の観点から、現行のブロードバンドの技術基準相当を念頭に、一定の技術基準を設けることは有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】※同旨一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスに対する規律については、引き続き検討を行って参ります。</p>

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
<p>第4章 有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策</p>		
<p>(特別な地位にある者がラストリゾート責務を負うべき。)</p>		
<p>19</p>	<p>国民生活に必要不可欠であるブロードバンドサービスにおいてもラストリゾート事業者の考え方を導入し、あまねく全国における公平かつ安定的なブロードバンドサービスの提供を確保することを義務づけることが適切であると考えます。そのために、全国規模の局舎、電柱、管路等の光ファイバ設置基盤を保有するNTT地域会社に、NTT法を改正した上で現行の電話サービスと同様の義務を課すことが、企業規模や歴史的経緯から勘案して適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】 ※同旨KDDI株式会社</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ラストリゾート責務をどのような者が負うべきか等については、引き続き検討を行って参ります。</p>
<p>(ラストリゾート責務の履行に当たっては、技術中立を前提とすべき。)</p>		
<p>20</p>	<p>ブロードバンドサービスのあまねく提供のためには、ラストリゾート事業者の責務が一定程度必要であると考え、一方、今後の人口減少や過疎化による通信インフラの在り方の変化や携帯ブロードバンドが2023年度末までにエリア外世帯がゼロになる計画であることを踏まえると、将来にわたるブロードバンドサービスの維持や未提供エリアへの整備については、有線ブロードバンドサービスのみを前提にするのではなく、有線ブロードバンドサービスによる提供が不経済となる場合の無線ブロードバンドサービスによる補完等の可能性も含め、技術中立性の観点から有線・無線とも対象とした上で、ラストリゾート事業者の責務について検討いただくよう要望いたします。</p> <p>また、責務履行に要する費用の支援負担については、負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるよう「コストミニマム」であることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】 ※同旨日本電信電話株式会社等3者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ラストリゾート責務については、引き続き検討を行って参ります。</p>
<p>(ラストリゾート責務を負う事業者に対しては、必要な支援を行うべきである。)</p>		
<p>21</p>	<p>ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置付けることとなった場合であっても、有線・無線を問わず、複数事業者間で市場競争が行われている中、特定の実現手段(有線か無線か等)によるべきとまで定める必要はないと考えます。</p> <p>今後の技術の進展も踏まえ、コストミニマムなものとする観点からは、ラストリゾート事業者の責務についても、特定の技術を前提として、NTT東日本・西日本のみ当該責務を負わせる等、特定の事業者のみに責務を負わせることは適当でないと考えます。</p> <p>また、ラストリゾート責務を負う事業者に対しては、必要な支援を行うべきであり、不十分な支援にとどまった場合には、当該事業者が責務履行に要する費用の負担を強いられることとなり、当該事業者が競争上不利になると考えます。</p> <p>なお、加入電話は、電電公社が構築した資産を維持することを目的とした制度となっておりますが、ブロードバンドサービスについては、競争環境下で整備してきたものであり、加入電話とは前提が大きく異なっているため、その点に留意した検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】 ※同旨東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ラストリゾート責務については、引き続き検討を行って参ります。</p>

提出された主な意見と研究会の考え方(案)

No.	提出された主な意見	研究会の考え方(案)
第5章 有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策		
(有線ブロードバンドサービスの整備が期待できないエリアでは無線ブロードバンドサービスを活用するという方向性に賛同。)		
2 2	<p>将来的にも有線ブロードバンドサービスの整備が期待できないエリアでは無線ブロードバンドサービスを活用するという方向性が記載されておりますが、当社は、無線ブロードバンドサービスは有線ブロードバンドサービスと同等程度のサービスを提供できるようになってきていることから、無線ブロードバンドサービスの活用を賛成いたします。結果として、支援対象事業者やエリアの拡大を防ぎ、国民負担を軽減することにつながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】 ※同旨株式会社オプテージ等2者</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
第6章 今後取り組むべき事項		
(有線ブロードバンドのより一層のエリア整備や提供の維持がなされるよう検討を推進することに賛同。)		
2 3	<p>十分な帯域確保や安定性を踏まえ、有線ブロードバンドのより一層のエリア整備や提供の維持がなされるよう、交付金制度活用、整備費の財政支援やラストリゾート事業者の責務の検討等が推進されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
(ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、今後の技術・社会環境の変化に柔軟に対応できる仕組みとすべき。)		
2 4	<p>ブロードバンドサービスにより実現をめざすサービス(利用用途)は、恒久的に固定されるものではなく、その実現手段も、社会の要請・技術の進化を受けて変わっていくものと認識しております。</p> <p>加えて、将来を展望すると、新しい技術の進展が見込まれるとともに、集落の消滅やコンパクトなまちづくり推進等を踏まえた生活インフラ全体(電気・水道・交通等)の動向にも大きな変化が生じるようになると想定されることから、ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度は、今後の技術・社会環境の変化に柔軟に対応できる仕組みとする必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】 ※同旨東日本電信電話株式会社等3者</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>